

***Andy Warhol Foundation v. Goldsmith* 事件：**

米国最高裁判所、著作権法における公正利用「フェアユース」の抗弁 について釈明

筆者：ルイス・ボンハム (*Louis K. Bonham*)

著作権関連事件における「フェアユース」、すなわち、著作権者の許可を得ていないにもかかわらず、適法とされる著作物の特定の制限された利用に関する米国判例が、長年にわたり、曖昧でした。*Andy Warhol Foundation v. Goldsmith* 事件に対する米国最高裁判所の判決によって、フェアユース条項に対する切望されていた釈明がようやく少し得られました。最高裁判所は、派生作品を創作するという著作権者の排他的権利を明白に認め、作品を利用する際に著作権者と同一ファッションで単に作品を変えただけでは、フェアユースの抗弁を支持するのに十分ではないと認定しました。

著作権関連事件における「フェアユース」、すなわち、著作権者の許可を得ていないにもかかわらず、適法とされる著作物の特定の制限された利用に関する米国判例が、長年にわたり、曖昧でした。その曖昧な状況を作った主な理由が、[*Cariou v. Prince*](#) 事件に対する連邦第2巡回区控訴裁判所の判決でした。当該判決において、裁判所は、著作権者に有利な判定を覆し、法的に見て著作物の「変容的」利用が「フェアユース」を構成するとの判定を下し、それにより、被告は法的責任から免れることとなりました。当該事件において、被疑侵害者は、原告の写真のリテラルコピーを改変しました。当該 *Cariou* 判決は、著作物から派生作品を創作するという著作権者の排他的権利を実質的に抹消してしまったと批判されていました。連邦著作権法は、地区ベースで11の巡回区控訴裁判所により適用されるため、侵害訴状が米国のどの地区に提出されたことによって、フェアユース条項に関し著しく異なる結果となることもあり得ます。著作権関連事件が第2巡回区控訴裁判所に提起された場合、フェアユースの抗弁を主張する被告は、他の

連邦巡回区控訴裁判所に提起していたら著作権侵害として法的責任を問われていた事件であっても、勝訴し得ます。

3年前に、最高裁判所は、フェアユースの著作権抗弁に重点を置いた *Google LLC v. Oracle America, Inc.* 事件という別の事件を受理し、判定を下すと発表しました。多くの人々は、裁判所は巡回区控訴裁判所の権限の分裂問題を解決してくれると期待していましたが、残念ながら、裁判所の[当該事件に対する判定](#)は、派生作品の創作を制御する著作権者の排他的権利と「フェアユース」の判断基準との間の緊張関係に対処しませんでした。むしろ、最高裁判所の **Breyer** 陪席判事が作成した事件に対する意見書が、フェアユースの適切な範囲に関し、更に紛らわしく不確かな事態を招いてしまったのです。

幸いに、先週、米国最高裁判所が発表した、[Andy Warhol Foundation v. Goldsmith](#) 事件に対する判決によって、フェアユース条項に対する切望されていた釈明が少し得られました。7対2の決定的な意見書において、**Sotomayor** 陪席判事の意見により、派生作品を創作するという著作権者の排他的権利が認められ、作品を利用する際に著作権者と同一ファッションで単に作品を改変したことはフェアユースの抗弁を支持するのに不十分であると判定されています。

Warhol 事件は、写真家兼アーティストのリン・ゴールドスミス（**Lynn Goldsmith**）が撮像したミュージシャンのプリンスの写真に対するポップアーティストのアンディ・ウォーホル（**Andy Warhol**）が手掛けた改変に関わる訴訟です。元々、ファッション雑誌「**Vanity Fair**」が、ゴールドスミスから限定的利用権利を取得し、それにより、ウォーホルはその写真を雑誌の表紙として利用することができました。しかしながら、その後、ウォーホルは、ゴールドスミスからそのような利用が認められる権利を取得せずに、その写真を利用して更なる作品を創作しました。更なるそれらの作品のうち少なくともいくつかは雑誌の表紙のために創作されたものでしたが。

交渉が決裂した後、ゴールドスマスは、アンディ・ウォーホル財団を著作権侵害として訴えました。ゴールドスマスは、ウォーホルは彼女が撮像した写真を無断で利用し、派生作品を創作する権利を含んだ自身の排他的権利を侵害したと主張しました。第1審裁判所は、*Cariou* 判決を引用し、ウォーホルの作品は「変容的」なものであるから、法的に見て当該財団のフェアユースの抗弁に有利な判定を下しました。しかしながら、上訴では、連邦第2巡回区控訴裁判所（物議を醸した *Cariou* 判決を下した裁判所）は、地方裁判所の判定を覆しました。今回、第2巡回区控訴裁判所は、既存の作品に対し単に新たな美学又は表現を加えた改変は、フェアユースの抗弁を支持するような変容的なものとして認めるのに不十分であると判定しました。そうすることで、控訴裁判所は、自身が下した *Cariou* 判決において侵害者に有利な判断をし度を越したことを認めたようでした。

米国最高裁判所は今、第2巡回区控訴裁判所が明らかに *Cariou* 判決を撤回したことを肯定しており、以下のように、真に「変容的」な作品を創作するための作品の利用の許容と、派生作品を創作する著作権者の排他的権利との間の緊張関係を明白に認めています。

変容的利用の過度に広範な概念として、更なる目的又は異なるキャラクターを含む利用は、著作権者の、派生作品を創作する排他的権利を狭めてしまう。その権利を保護するため、オリジナル作品の「変容的な」利用に該当するために必要な変容の程度は必ず、派生作品として認められるために求められるものを超えなければならない。

こうして、裁判所は、以下のように、著作物の「目的及びキャラクター」が対象作品と同一である場合（例えば、雑誌の表紙）、ウォーホルがゴールドスマスの作品を改変したとの単なる事実だけでは不十分であるとの判定を下しました。

オリジナル作品と二次的利用が同一又は非常に類似する目的を共有し、かつ、当該二次的利用が商業的な性質を持つ場合、他にコピー

の正当性がなければ、おそらくその第 1 の要素がフェアユースと比較されて慎重に検討される。

、、、

当該利用は、[アンディ・ウォーホル財団の] オレンジ・プリンスの商業的ライセンスであり、発行元のコンデナスト・パブリケーションズの特別な記念誌の表紙として使われた。その利用の目的は、依然として、プリンスの肖像を用いたプリンスに関わる雑誌の表紙であった。その目的はプリンスの肖像を用いてプリンスに関わる雑誌の表紙として利用するためであると更に具体的に説明され得るが、そのプリンスの肖像を描いた作品はゴールドスミスの写真と幾分異なり（それでも彼女の写真に何の関係もなく）、当該利用の具体的な背景を考慮すると、その差異の程度は、AWF（アンディ・ウォーホル財団）に有利となるほどの第 1 要素としては不十分である。異なる判定を下してしまうと、写真の商業的複製の範囲を潜在的に認可することになってしまい、オリジナルの作品の目的と実質的に同一目的で利用されてしまう。

裁判所は細心の注意を払って、今回の推論は異なる目的（例えば、ギャラリー展示の創作、非営利教材における利用、レビューや評論における利用など）で作品の他の利用においても当てはまるかを判定するものではないと述べました。

Gorsuch 陪席判事が、Jackson 陪席判事と共に、多数意見に賛同した上で、以下のように、フェアユースの抗弁を分析する際にオリジナル創作者の、派生作品を創作する排他的権利を保護する必要性も指摘しました。

著作権法は明示的に、著作権者の、自身のオリジナル作品を「変容」又は「採用」する「派生作品」を創作する排他的権利を保護する (§§101, 106(2))。著作物の後のユーザがその趣旨を「変容」し、「新

たな美学」を与えたからと言って、自動的にフェアユースに該当するとはならない。それを認めてしまうと、オリジナル作品の変容的利用は著作権者に属する (§106 に基づき) が、他者は同時にそれらの変容的利用を主張し得る (§107 に基づき) と示唆する法定制度を無意味にしてしまう虞がある。我々は通常、このように法令を「法令自体と交戦する」ように置くつもりはない。

異議を唱えた Kagan 陪席判事は、Roberts 裁判長と共に、裁判所の判決は裁判所の先の *Google v. Oracle* 判決と一致しておらず、その判決は芸術的創造性を押し殺してしまうと主張しました。(多数意見と反対意見の両方において、Sotomayor 陪席判事と Kagan 陪席判事は、多くの弁護士とコメンテーターをびっくりさせたほど、互いの意見を繰り返して鋭く批判していました。)

最高裁判所の *Andy Warhol Foundation* 判決の重要な要点として、著作物に対する単なる「改変」単独ではフェアユースの抗弁を支持するのに不十分であるということです。このように、裁判所は、派生作品の創作を制御する排他的権利の存在及び重要性を認めており、いろいろな連邦巡回区控訴裁判所間の明白な分裂を解消しました。